

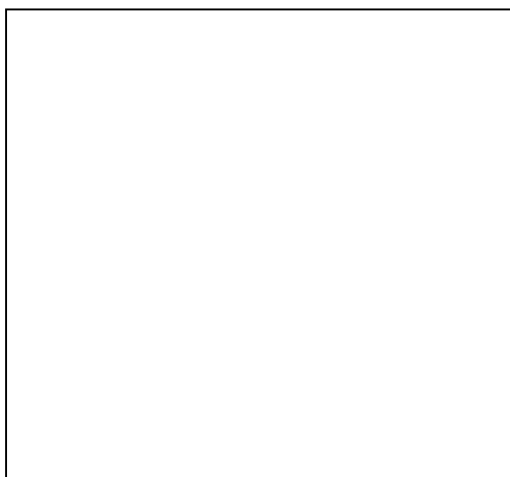
エコ通勤優良事業所認証ロゴマーク使用規程（案）

1．目的

この使用規程は、公共交通利用推進等マネジメント協議会が定めたエコ通勤優良事業所認証ロゴマーク（以下、「エコ通勤認証ロゴマーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

2．使用の承認

エコ通勤優良事業所認証・登録された事業所には、エコ通勤認証ロゴマーク（下図）の使用を許可し、エコ通勤認証ロゴマークダウンロード用URLを連絡します。



エコ通勤優良事業所認証ロゴマーク

3．使用上の留意点等

- (1) エコ通勤認証ロゴマークは、別紙「エコ通勤優良事業所認証ロゴマークの使用について」に基づいて使用してください。
- (2) ロゴマークを縮小または拡大して使用する場合は、縮小または拡大後の各部分は2項の図と同一の縦横比率としてください。
- (3) ロゴマークは、登録事業所に限り使用が認められます。
- (4) 複数の事業所があり、その一部の事業所が認証・登録されている場合において、ホームページ、パンフレットなどの広報資料、役員・営業担当者の名刺などに使用する場合は、登録されている事業所名を併記することにより、ロゴマークを使用することができます。

4．使用の中止

- (1)使用申込時に記載した使用方法とは異なる使用をする等、不適切な使用があり、事務局が使用承認を取り消した場合
- (2)認証・登録された事業所の登録が失効した場合

5．規約の改訂

この使用規約は事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知下さい。